

## 農作業に伴う道路の泥汚れ防止について (お願い)

トラクター等の農作業の際、田や畑から公道に出る前には、必ず泥を落としてから走行するようにお願いします。加えて、たい肥やデントコーン等を積載している場合は道路に落下させないようにご注意ください。

道路に落ちた大きな泥のかたまり等は、通行の妨げになる恐れがあります。また、みだりに道路を汚損することは法律で禁止されており、違反した場合は一年以下の懲役又は五十万以下の罰金に処せられます。(道路法第四十三条第一項、道路法第百二条第三項)

やむを得ず道路を汚した場合は、速やかに清掃するなどマナーを守って農作業を行いますようご協力をお願いします。

